

現場代理人等の「直接的かつ恒常的な雇用関係」を確認する書類について

建設工事関係契約における、技術者等の所属確認等で活用されていた「健康保険証」について、その有効期間が令和7年12月1日に終了することに伴い、雇用関係の確認方法を一部変更します。

現場代理人や主任(監理)技術者等が、受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることを確認する書類は、原則として下表の証明書類からいずれかを添付することとさせていただきます。

※健康保険証(所属している事業者名が記載されているもの)については、その有効期限まで(最長令和7年12月1日まで)は、雇用関係の確認書類として認められます。

なお、提出された確認書類に疑義がある場合は、追加資料の提出を求める場合もありますのでご了承ください。

<雇用関係の確認方法>

証明書類	雇用開始の認定日	摘要
監理技術者資格者証(所属建設業者名が記載されているもの)の写し	交付日	両面を添付してください。
住民税特別徴収税額の決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)の写し	最新の通知書の通知日	
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し	最新の通知書の通知日	
社員証明書等の写し (右の摘要欄の要件を満たす書類であれば、書類の名称(タイトル)は問いません)	雇用開始日	氏名、事業者名称、証明者、証明日(3か月以内のもの)、雇用形態(正規従業員であることがわかるもの)、雇用開始日に関する記載があり、証明者(代表者等)印が押印されたものであること。

※基礎年金番号のほか、当該者の雇用関係の証明に不必要な情報等は黒塗り(マスキング)すること。